

会員期間延長対応について

令和6年1月15日から3月31日までの臨時休館に伴い、
10月16日より、会員期間延長の対応をさせていただきます。

延長対象の方 : 令和6年1月～3月に有効期限がかぶる方

延長対応開始日 : 10月16日から

持ち物 : 会員証

お手数をおかけしますが、ご協力の程お願いいたします。